

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

平成21年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

わが国の経済情勢は、過去に例を見ない厳しい状況に直面しているがその中であって貸金業界は更に一段と厳しさが増すことが予想されている。

このような環境にあるものの、平成21年度は特に改正貸金業法等に係る各種取組みや資金需要者等への知識の普及及び啓発等に重点を置き、法の完全施行が円滑に行われるために次の業務を行うこととする。

1 協会員等に対する法令、諸規則等の遵守の徹底

協会員並びに従業員が遵守すべき社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款、業務規程その他の規則に違反する行為を防止し、協会員の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な運営に資するとともに、資金需要者等の信頼確保に努める。

2 諸規則の整備・充実

- (1) 改正貸金業法第3条施行に伴う諸規則等の改正・整備を行うとともに、第4条施行を見据えた自主規制基本規則の改定について検討を行う。
- (2) 広告審査基準の協会員及び関係媒体への理解浸透並びに審査結果による改善指導及び改善状況の分析を実施する。

3 苦情処理及び相談対応

- (1) 多重債務者の救済と再発防止及び家計経済の回復に向けた支援を適切に行うための相談・カウンセリング態勢の精度向上を図るとともに、外部相談機関等との一層の連携強化を目指す。
- (2) 金融分野の業界団体・自主規制機関として苦情・紛争解決支援機関(ADR)に関する調査・研究を実施する。

4 監査の実施

協会員における法令、諸規則等の遵守状況、内部管理態勢等全般について、定期的な一般監査を実施する。

「実地監査」については年度を通じ50社程度実施し、「書類監査」については下期において

全協会員に対し、内部管理態勢の運用状況等を確認するほか改正貸金業法第 3 条施行に伴う対応状況等について点検する。

また、年度を通じ必要に応じ特別監査を実施する。

5 指定試験機関の認可取得及び試験の実施並びに主任者登録事務の開始

- (1) 試験委員会に係る定款の変更、業務マニュアルの完成等、資格試験センターの体制整備を行うとともに、年度の試験事務の計画策定と準備を行う。
- (2) 試験事務実施計画書に則り初年度試験事務を確実に遂行するとともに、改正貸金業法第 4 条施行を睨んで主任者登録事務を開始する。

6 主任者研修の実施及び研修の企画・立案

- (1) 貸金業法第 12 条の 3 の規定に基づく貸金業務取扱主任者研修が最終年度となることを踏まえ、全国の主要都市 10 箇所で開催し、受講希望に応じていく。
- (2) 改正貸金業法第 4 条施行を見据え、協会員等の期待に応える業務研修会を検討、実施する。

7 財務局又は都道府県行政への協力

貸金業法第 41 条の 8 の規定に基づき、貸金業の登録の申請、更新及び変更等、貸金業者に法令上求められている書類の受付事務について、財務局又は各都道府県に協力し円滑な処理を図る。

8 積極的なディスクロージズ・広報の実施

当協会活動全般につき、白書、季刊誌、協会報等の充実を図り、ディスクロージズを積極的、かつ幅広く展開していくことで、業界全体の社会的評価、信認の向上に努めるものとする。

また、協会員に対しても、協会の活動内容や、業法・業界関連情報、業務情報等を発信していき、協会員の一体感を醸成していくとともに、業務の適正化・業界の健全化に寄与する。

9 資金需要者等への貸金業に関する知識の普及及び啓発

本年度は貸金業法の改正により資金需要者が利用時等に影響のある事項の告知活動に重点的に取り組むとともに、ヤミ金融等違法行為に関する注意喚起、協会の役割・相談センター等の認知促進に努める。

また、貸金業法第 41 条の 9 に基づき、高等学校向け教育教材の普及、出前講座等の積極的な取り組みを行い、契約・利息・多重債務防止等、貸金業に係る金融知識の普及及び啓発を図る。

10 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

貸金業の国民経済に果たす役割を踏まえ、その現状及び動向等について、適時適切に調査及び研究を実施する。

また、研究活動を通じ、国民経済に資する上で実施することが望ましい事柄、あるいは阻害する要因が明らかになった場合には必要な対応策につき検討を行う。

11 個人情報の保護の徹底

個人情報取扱事業者として個人情報の保護に関する規則等を遵守すること、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、コンプライアンスの維持向上に努めるとともに、個人データの安全管理に十分配慮し、適切な組織及び環境を整備するために個人情報保護法第 37 条に基づく認定個人情報保護団体として、主務大臣の認定を受ける。

12 反社会的勢力等の排除に向けた検討

貸金市場における反社会的勢力等の排除に向けての対策、情報の集約・共有化等の検討を行う。

13 事務局体制の整備・充実

協会の目的達成に向け、本部・支部の緊密な連携の下、改正貸金業法第 3 条及び第 4 条施行を踏まえた事務局体制の一層の整備・充実を図る。

14 関係機関との連携強化

引き続き、行政並びに関係諸機関との連携強化に努める。